

前 最高裁判所判事

才口 千晴 会員

才口千晴先生、お帰りなさい。

才口先生の第一声は、「無事、故郷に帰還しました」であった。

最高裁判所判事の任期を終えられたばかりの先生から、後輩弁護士が在官中の率直な感想やご意見を頂戴した。在野出身の判事には、最高裁判所の内部や上告代理人らの訴訟活動はどのように映ったのであろうか。

(聞き手・構成：臼井 一廣)



4年8ヶ月の任期を終えて

—— 才口先生、最高裁判所判事の任期を終えられた率直な感想をお聞かせ下さい。

病気もせず、無事故郷に帰還した心境です。最高裁判所判事の職務はタイトであり、その任期を終えて、ようやくホッと、ゆっくり眠ることができるようになりました。

倒産弁護士から最高裁判所判事へ

—— 先生は弁護士時代に数々の大型倒産事件を手がけられました。その後、最高裁判所判事に就任するに当たり、「判決を書くため、もう一度白表紙の判例でも読むか」というような準備をしたのですか。

いいえ。平成15年12月15日に、突然、最高裁判所人事局長から内定の電話をもらい、翌年1月6日の認証式ですよ。事件や顧問先をパートナーだった弁護士らに引き継いでもらうなど、年末年始どころではありませんでした。顧問先の中には、「あなたを最高裁判所判事にするために、顧問弁護士をお願いしたわけではありません」と苦情を言われたこともあ

りました(笑)。

もっとも、普段から、最高裁判所の判例はその流れを含めて注意して読んでいました。

処理事件数と勤務状況

—— 最高裁判所判事として関与された事件の数は、どれくらいなのでしょう。

在官中に関与した「既済事件数」を退官直前の平成20年7月31日現在でまとめたもの(25頁掲載)を見て下さい。約4年8ヶ月で、合計1万4896件の事件に関与しています。これは年平均で3252件、月平均で271件ということになります。

—— 噂には聞いていましたが、かなりの数ですね。その中で、思い出に残る事件はありますか。

大法廷事件であれば、国籍確認等請求事件、小法廷事件では、死刑か無期かをめぐる刑事事件でしょうか。

大法廷事件は、私の主任事件で、所属する第一小法廷において2回の審議を経て、大法廷に回付し、4回にわたる大法廷の審議を重ね、個別意見等の作成

と弁論のうえ、丁度、1年かかって国籍法第3条は違憲であるとの結論を出しました。審議では、15人の判事の人間性、個性、見識、バックグラウンドなどを垣間見る貴重な体験をしました。

小法廷事件は、いわゆる死刑事件の量刑基準をめぐっての論議で、法廷意見は無期懲役でしたが、私と検察官出身の判事は、各自死刑が相当であるとの反対意見を述べ、新聞でも話題になりました。

—— これだけの数の事件を処理するについて、心がけられたことは何でしょうか。

事件処理の要諦は、適正と迅速にあると考えていますが、国民の司法に対する期待の多くは迅速にありますので、拙速にわたらないようにしながら迅速に心がけました。

上告代理人らの提出する書面

—— 適正かつ迅速な審理という観点から、上告人や代理人弁護士に対し、何かアドバイスをお願いします。たとえば、書面の分量については、事実審レベルでは、「準備書面はせいぜい7頁程度で」という声も耳にします。

一概に、頁数で評価することはできません。要は、判事の「心に響く」書面であるかどうかです。

「へりくだる」ことはありませんが、少なくとも「賢明なご判断を仰ぐ」程度の心配りは大切です。言いたいこと、判事の琴線に触れるようなことを、絞って書く。目次や項目立てのないもの、あるいは大論文や論点羅列書面にも多くの時間を割きますが、判例や結論を変えるような書面はそう多くはありません。

上告理由と上告受理申立事由の区別

平成10年の民訴法改正により、上告と上告受理申立てが区別され、それぞれの事由が別建てになっています。でも、同一書面の並行申立てが後を絶たず、

才口前最高裁判所判事が在官中に関与した既済事件数

(平成20年7月31日現在)

【民事】

- | | |
|------------------------------|---------|
| 1 (1) 民事上告・上告受理事件 | 6,989件 |
| (オ)・(受) (年平均1,524件, 月平均127件) | |
| (2) 並行事件を除いた件数 | 4,455件 |
| (年平均972件, 月平均81件) | |
| (3) 行政上告・上告受理事件 | 1,239件 |
| (行ツ)・(行ヒ) (年平均276件, 月平均23件) | |
| (4) 並行事件を除いた件数 | 780件 |
| (年平均168件, 月平均14件) | |
| (5) 民事・行政その他の事件数 | 3,376件 |
| 2 民事・行政関与事件総数(並行事件を含む総数) | |
| [(1)+(3)+(5)] | 11,604件 |
| 3 民事・行政取下げ事件総数 | 33件 |
| 4 民事・行政実質的関与事件総数 | |
| (並行事件, 取下げ事件を除いた総数) | |
| [(2)+(4)+(5)-3] | 8,578件 |
| (年平均1,872件, 月平均156件) | |

【刑事】

- | | |
|-------------------------------|--------|
| 1 (1) 刑事上告訴訟事件 | 4,457件 |
| (あ)・(し)・(き) (年平均972件, 月平均81件) | |
| (2) 同訴訟事件以外の事件数 | 2,632件 |
| (年平均576件, 月平均48件) | |
| 2 刑事関与事件総数 | 7,089件 |
| 3 刑事取下げ事件数 | 796件 |
| 4 刑事実質的関与事件総数(取下げ事件を除いた総数) | 6,318件 |
| (年平均1,380件, 月平均115件) | |

【民事・行政・刑事実質的関与事件数】

14,896件(年平均3,252件, 月平均271件)

※なお、回避事件数は算出不能のため、実質的関与事件数からは除いていませんので、本件事件数は概数です。

【大法廷】

- | | |
|------------------|-----|
| 1 行政上告事件(行ツ) | 11件 |
| 2 行政上告受理事件(行ヒ) | 3件 |
| 3 上告事件・上告受理並行事件数 | 3件 |
| 4 大法廷事件実質的関与事件総数 | 11件 |
| (並行事件を除いた総数) | |

むしろ慣行化している状況にあります。

上告理由は「憲法の解釈の誤り」、「その他憲法の違反」(第312条)と同2項に列挙された6個の事由であり、上告受理の申立事由は「最高裁判所の判例と相反する判断」、「その他の法令の解釈に関する重要な事項」(第318条1項)ですから、代理人は認識を新たにしていきたいと思います。

最高裁判所判事を支える人たち

—— 最高裁判所判事はそれぞれ個室をお持ちと伺っていますが、その執務環境を教えてください。

判事室の広さは、21坪(42畳)、皇居が一望できる閑静な居住まいで、秘書官と事務官の2人が様々なバックアップをしてくれますので、居心地はよろしいのですが、毎日ここで大量の記録と格闘するので、大変です。

—— 弁護士出身の最高裁判所判事はキャリア判事ほどは、判決を書きなれていないので、最高裁判所調査官の役割がとても重要だと思います。最高裁判所調査官と

は、どのようにコミュニケーションを取っていらしたのですか。

最近は弁護士出身の判事の意見が多いのではありませんか。私も、判決文の「古いフレーズの言い回し」について、大法廷審議で異議を述べ、修正したこともあります。

「判事は調査官室(行政、民事、刑事の合計7室)には行かない」との不文律があったようですが、私は、現場主義を旨とする実務家ですから、その禁を破り、時々、調査官室に足を運び、記録に埋もれた調査官の実態を見聞きたり、「事件の方向性」を議論したりしました。しかし、評判は芳しくなかったのかもしれない。

法律審としての最高裁判所

—— 下級審での弁護士任官者について、「実務や当事者の心理に精通しているから和解が上手い」という声も耳にします。法律審である最高裁判所でも和解をする事案はあるのでしょうか。

法律審であるからとの理由で、紛争解決の途を閉ざすことはしません。審理の結果、和解相当とした場合は、一・二審の判断を踏まえて積極的に和解の勧誘をしています。そこでも、主任裁判官によって和解の得手・不得手があるようですね。

—— 弁護士出身の最高裁判所判事には、何か特徴があるのでしょうか。

「現場や実務を知っている」ということではないでしょうか。一・二審の判断や審議において「そんなことはあり得ない」ということが直感で分かるんですよ。

—— 弁護士出身の最高裁判所判事として心がけていらっしゃる事が、何かおありですか。

「世の中の道理」を踏まえ、事件の「落としどころ」を探り、「当事者感覚」と「平易な言葉」で判断することに努めました。





弁護士出身の最高裁判所判事として、
「世の中の道理」を踏まえ、
事件の「落としどころ」を探り、
「当事者感覚」と「平易な言葉」で
判断することに努めました。

才口千晴

才口前最高裁判所判事の主要関与事件

- 国籍法3条1項違憲判決（平成18年（行ツ）第135号）
- 破産管財人の善管注意義務等（同17年（受）第276号）
- 孫連れ去り事件（同17年（あ）第2437号）
- 暴力団組員2名による強盗殺人事件（同18年（あ）第417号）

最高裁判所判事に期待されるもの

—— 判断が分かれる事案について、マスコミや国民は判事の「出身」（裁判官・検察官・弁護士・行政官・学者など）を気にしがちです。また、選任過程において、「出身」別の「枠」があるのではないかと言われたりもします。経験者として、お考えをお聞かせ下さい。

多少「利益代表者」的要素が残っているかもしれませんが。要は「人間性」の問題ですから「出身」の色合いが出て、裁判官は、「独立して自己の良心に従って正義を追求する者」に変わりありません。ただ、個人的には、刑事も民事も「実務感覚の旺盛な人」を増やして欲しいですね。

—— また、最高裁判所判事には、もっと多様な人材を求めるべきだとの意見もありますが。

判事の職務は、裁判と司法行政ともに激務ですから、若い人、たとえば40代の人を抜擢し、ビジネス界などに人材を求めてもよいでしょう。しかし、最高裁判所は法律審の裁判所ですから、判事の資質と

して「法律的素養」のあることが必要です。

後輩の法曹、特に法曹を目指す若者へのメッセージ

—— 最後に、何か一言、お願いします。

私のモットーは「継続は力なり」で、好きな言葉は「高志」です。若い諸君はなるべく志を高く持つてほしい。もし、法曹としての集大成をしたいとの志があるのなら、多少のリスクを覚悟し、人生修行の場と心得て、判事の職務に挑戦してほしいと思います。ただ、「強靱な神経」の持ち主が望ましいかもしれません。

プロフィール さいぐち・ちはる

1938年生まれ。東弁会員。中央大学法学部卒業後、66年東弁へ弁護士登録（18期）。89年東弁副会長、94年～中央大学法学部講師・客員教授、95年司法試験審査委員、97年日弁連倒産法改正問題検討委員会委員長、98年法制審議会倒産法部会委員、99年最高裁判所規則制定諮問委員会委員など歴任。2004年1月6日～08年9月2日最高裁判所判事。